

普及項目	養殖
漁業種類等	魚類養殖
対象魚類	魚類
対象海域	八代海、天草海

水産用医薬品の使用に係る巡回指導

天草広域本部水産課・木下裕一

【背景・目的】

水産用医薬品の使用については、薬事関係法令により 未承認医薬品の使用禁止や、対象魚種や用法用量、使用禁止期間等の使用基準が設けられている。

養殖現場において、水産用医薬品がこれら関係法令に従い適正に使用されているかを確認するとともに、問題があった場合には適正に使用するよう指導し、養殖水産動物に対する安全・安心を確保することを目的とした。

【普及の内容・特徴】

(1) 巡回指導の時期、場所は表1のとおり。

表1 巡回指導の状況

時期	場所
平成30年4月26日	天草市牛深町
平成30年6月1日	天草市牛深町、同市久玉町
平成30年6月20日	天草市倉岳町
平成30年11月13日	天草市牛深町、同市河浦町宮野河内
平成31年1月22日	上天草市龍ヶ岳町

(2) 共同実施者 天草家畜保健衛生所 東 衛生課長

(3) 指導の方法

5地区の10名に対して、養殖水産動物の種類、尾数、発生した魚病や水産用医薬品使用状況などを確認するとともに、水産用医薬品の適正使用を指導した。

加えて、薬品の保管状況を確認し、薬品倉庫の施錠、使用期限の切れた医薬品の廃棄などを指導した。

【成果・活用】

巡回指導により、各養殖業者とも水産用医薬品を適正に使用していること、水産研究センターの魚病診断等を利用し、細菌性疾病、寄生虫症対策として適正な投薬を行っていること、施錠できる保管倉庫等で医薬品を適正に保管していることを確認した。

なお、一部使用期限の切れた医薬品を確認したため、廃棄等するよう指導した。

また、平成30年1月から水産用医薬品のうち水産抗菌剤を購入する場合、専門機関が交付する書面が必要となった旨の指導も併せて行った。



写真 水産医薬品の使用及び保管指導の状況